

Ⅷ 自由貿易化体制下における食と農

檜 原 正 澄

はじめに—農業生産の特殊性—

- 1 日本農業の位置と役割
- 2 自由貿易体制の動向—農産物貿易交渉と日本の食料・農業—
- 3 TPPの内容と問題点
- 4 食と農の現状と問題点
- 5 地域経済の活性化と食料・農業の再構成

はじめに—農業生産の特殊性—

1980年以降における新自由主義の台頭によって、規制緩和は推進され、市場化が優先され、農産物貿易においては自由貿易体制へと向かって進んできた。こうしたグローバル化の進展によって、現代の食と農の構造は大きな変化を遂げてきている。とりわけ、日本の食料自給率は低く、日本の食生活は輸入食料に依存する構造となっているため、グローバル化の影響を大きく受けることとなる。しかしながら、農産物貿易は必ずしも自由貿易になじむものとはいえない。

それでは、最初に、農業生産の特殊性について考えることにしたい。

農業生産は、産業論的には食料供給産業ということが出来る。農業の第一義的機能としては、人間の生命活動を支える食料供給機能がある。その意味では、農業は人間の生命活動を支える生命産業ともいえる。

ここで重要なことは、農業生産の特殊性を理解することである。

第1は、農業生産活動は自然に大きく依存しており、農業生産は自然活用産業としての性格を持っていることである。農業生産は常に自然環境に大きく左右されており、自然と調和した生産活動が本質的に求められている。

第2は、農業生産は太陽光エネルギーの利用による光合成作用を活用していることである。作物（植物体）が自然エネルギーを変換して、食料生産活動を維持しているのである。

第3は、農業生産は土地に緊密に縛られて成立していることである。地域・土地の自然条件と離れて存在することができないことに、農業生産の特質があり、農業生産は土地固着産業としての性格を有している。

第4は、農業生産は国内自給を中心として営まれていることである。世界の農業生産は、国内の食糧自給を中心に組み立てられており、その余剰分が農産物貿易に回る構造となっている。そのため、農産物貿易の特質としては、工業製品等に比較して貿易率¹⁾が低いことがある。

第5は、農業生産の経営主体としては、世界的に家族農業経営が主体となっていることである。このことは、企業行動の論理が農業生産にストレートに適用できないことを意味しており、農業生産の特質である。

こうした農業生産の特殊性は、一般商品の特質とは相異しており、ここに自由貿易体制との齟齬を生み出す根本的基礎がある。

1 日本農業の位置と役割

まずは、日本農業の位置と役割について、簡単にみておこう。

(1) 日本農業の国際比較

2005年における各国の農業関係予算を比較すると、次のとおりである²⁾。

農業予算額は、日本22,559億円（国家予算対比2.6%）、アメリカ33,066億円（同1.2%）、EU（25）66,205億円³⁾（同44.9%）、オーストラリア1,439億円（同

0.8%)となっている。農家1戸当たり農業予算額は、日本79万円、アメリカ158万円、EU(25)68万円、オーストラリア111万円であり、日本の農業予算額が先進諸国において多いわけではない。

2003年における農地1a当たりの国産供給熱量等の国際比較を示せば、次のとおりである⁴⁾。

供給熱量ベースの総合食料自給率は、日本40%、アメリカ128%、ドイツ84%、フランス122%、イギリス70%、イタリア62%、オーストラリア237%、カナダ145%となっており、先進諸国においては最低の食料自給率となっている。1人1日当たり供給熱量は、日本2,551kcal、アメリカ3,754kcal、ドイツ3,484kcal、フランス3,623kcal、イギリス3,450kcal、イタリア3,675kcal、オーストラリア3,135kcal、カナダ3,605kcalである。

日本の食料自給率は世界的に低位にあるが、こうした事態は、高度経済成長期における農林水産物自由化の進展によってもたらされてきた。農林水産物の輸入数量制限品目数は、1962年4月には103品目であったが、1970年には58品目、1971年には28品目と、大きく減少させてきた。その後も、減少を続け、2000年には5品目となっている。

こうした結果、日本の供給熱量ベース総合自給率は、1960年には79%であったが、その後、1960年代、1970年代に急速な低下となり、2007年で40%と低位に推移している。

(2) 農林水産業の多面的機能

農業生産の第一義的機能は食料供給機能であるが、それと同時に、農業の多面的機能についても注目されている。

そこで、農林水産業の多面的機能について、みておこう。

農林水産業の多面的機能については、次のとおり、日本学術会議の答申がある。

日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申）」（2001年11月）

1. 持続的食料供給が国民に与える将来に対する安心
2. 農業的土地利用が物質循環系を補完することによる環境への貢献
 - 1) 農業による物質循環系の形成
 - (1) 水循環の制御による地域社会への貢献
洪水防止、土砂崩壊防止、土壌浸食(流出)防止、河川流況の安定、地下水涵養
 - (2) 環境への負荷の除去・緩和
水質浄化、有機性廃棄物分解、大気調整(大気浄化、気候緩和など)、資源の過剰な集積・収奪防止
 - 2) 二次的（人工の）自然の形成・維持
 - (1) 新たな生態系としての生物多様性の保全等
生物生態系保全、遺伝資源保全、野生動物保護
 - (2) 土地空間の保全
優良農地の動態保全、みどり空間の提供、日本の原風景の保全、人工的自然景観の形成
3. 生産・生活空間の一体性と地域社会の形成・維持
 - 1) 地域社会・文化の形成・維持
 - (1) 地域社会の振興
 - (2) 伝統文化の保存
 - 2) 都市的緊張の緩和
 - (1) 人間性の回復
 - (2) 体験学習と教育

こうした農業の多面的機能を貨幣評価すれば、どうなるであろうか。それについて、みてみることにしたい⁵⁾。

洪水防止機能 3兆4,988億円／年、河川流況安定機能 1兆4,633億円／年、地下水涵養機能537億円／年、土壌侵食（流出）防止機能3,318億円／年、土砂崩壊防止機能4,782億円／年、有機性廃棄物処理機能123億円／年、気候緩和機能87億円／年、保健休養・やすらぎ機能 2兆3,758億円／年である。農業総生産額に比較して、大きな評価額であることが理解できる。農業の消滅によって、こうした農業の多面的機能も失われることとなり、人間生活を取り巻く環境悪化

につながることはいうまでもない。人間の居住空間の快適性を保つためには、農業の多面的機能を正当に評価することが必要となる。

2 自由貿易体制の動向―農産物貿易交渉と日本の食料・農業―

(1) 世界の農産物貿易ルール

第2次世界大戦以降の世界の貿易ルールとして、ガット（関税及び貿易に関する一般協定、General Agreement on Tariffs and Trade, GATT）が存在する。

日本は1955年にガットに加盟し、自由貿易体制にその一步を踏み出した。

1960年に入り、日本は開放経済体制への移行が模索され、自由貿易を推進する。1961年には日本政府は、「貿易為替自由化計画大綱」を公表し、貿易自由化のタイムスケジュールを国際的に公約した。1963年にはガット11条国（国際収支を理由とする貿易制限を行わない国）に移行し、1964年にはIMF（国際通貨基金、International Monetary Fund）8条国（国際収支の悪化を理由とする經常取引の制限を行わない国）に移行した。

国際貿易交渉として、ガット・ケネディ・ラウンド（1964年～1967年）が行われた。1960年代初頭までは国際貿易の自由貿易体制においても農産物は別枠であるという考え方であったが、ケネディ・ラウンドにおいて農産物もその例外でないことが原則的に確認された。1960年代における農産物自由化の進展にはこのような背景があり、日本政府の貿易自由化への取り組みは、こうした時代の流れに対応する象徴的出来事であった。

1964年には日本は経済協力開発機構(Organization for Economic Co-operation and Development, OECD)に加盟し、国際舞台での活躍が期待される立場となった。

1970年代には、ガット・東京・ラウンド（1973年～1978年）が行われた。ここでは、農産物交渉をめぐるアメリカとECとの対立が激化した時期である。

その結果として、二国間交渉が農産物貿易自由化の交渉ルールの1つとなり、日本は二国間交渉によるアメリカの標的とされることとなる。1978年の日米二国間協議においては、牛肉・オレンジ・果汁の3品目がアメリカにとっての当面の自由化対象品目であり、日本は輸入枠を拡大するという譲歩をすることによって、一応の決着となった。しかしながら、日米二国間協議によって農産物市場を開放する路線が敷かれることとなった。

1980年代には、新自由主義の台頭によって、規制緩和、市場化の流れは促進され、グローバル化は時代の流れとなった。貿易分野において、こうした傾向は同様にみられ、1986年には、ガット・ウルグアイ・ラウンドが開始された。そして、農業分野においては、①非関税障壁の撤廃(包括的関税化)、②国内支持の削減(農業保護の削減)、③輸出補助金の削減が、重要な交渉課題となった。この重要課題をめぐってアメリカとEUとの対立は先鋭化したため、交渉は難航の連続となったが、1993年にガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意(UR農業合意)が成立し、1994年にラウンドは終結した。

そして、UR農業合意を受けて、1995年1月にはWTO(世界貿易機関、World Trade Organization)が、GATTの枠組みを発展させるものとして、発足した。

(2) WTO 農業交渉

UR農業合意を受けて、自由貿易体制を推進するために、恒常的な国際機関として、1995年1月にWTOが発足し、2000年から次期交渉を開始してはいるが、決着のめどはついていない。

2000年3月から、WTO農業交渉は開始しており、2000年12月には、日本政府提案⁶⁾として、「多様な農業の共存」を主張している。

2001年11月にカタールのドーハにおいて、第4回WTO定期閣僚会議で、ドーハ閣僚宣言⁷⁾が合意され、ドーハ・ラウンド交渉⁸⁾が開始されることとなった。

Ⅷ 自由貿易化体制下における食と農（椋原）

2004年7月には、交渉の大枠（モダリティ、Modality）である「枠組み合意」がなされてはいるが、2011年12月の第8回WTO定期閣僚会議においてもモダリティ交渉は合意に至っていない。

（3）EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）

EPA/FTAはGATT第24条に基づいており、貿易自由化を促進するためのステップとしての位置づけが与えられている。本来的にはWTOを補完するものであり、ブロック経済化とは一線を画するものである。

FTAにおいては、物品の関税やサービス貿易の障壁等の削減・撤廃を目的としており、特定の国・地域の間で締結される。

これに対して、EPAにおいては、FTAの内容に加えて、投資ルールや知的財産の保護等も盛り込んで、より幅広い経済関係の強化をめざす。

2010年11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、貿易自由化に適合する日本農業を構築するために、2011年11月には、内閣に「食と農林水産業の再生推進本部」を設置した。

EPA/FTA交渉における日本の取り組み状況は、次のとおりである。

2012年3月現在で、13の国・地域⁹⁾と、EPA協定は発効しており、3の国・地域¹⁰⁾と交渉中であり、2の国¹¹⁾と交渉開始を合意しており、それ以外には共同研究等¹²⁾が実施されている。

日本は、アジア地域を中心にEPA/FTAを推進している。農林水産省の基本方針としては、全体としての経済上・外交上の利益を考慮しつつ、①食の安全・安定供給、②食料自給率の向上、③国内農業・農村の振興を重点課題として、取り組むこととしている¹³⁾。

（4）TPPと日本の食料・農業

TPP（環太平洋連携協定、Trans-Pacific Partnership）は特段に新しい協定ではなく、FTAの一種である。ただし、貿易自由度が高いことが特徴であり、

原則的に関税をゼロにすることをめざしている。

2006年5月にシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4カ国で締結された自由貿易協定がTPPの基礎にあり、TPPは小国の協定（P4協定）であった。

ところが、アメリカが関与したことによって、環太平洋地域全体に適用し、2015年までに完全な貿易自由化をめざす協定へと変質してきた。そこにこそ問題がある。

2010年から新加盟国5カ国が加わり、9カ国で交渉をしており、2012年からは2カ国（カナダとメキシコ）が追加加盟し、11カ国¹⁴⁾で交渉を継続している。

旧4カ国：シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランド

新5カ国：オーストラリア、アメリカ、ペルー、マレーシア、ベトナム

追加加盟国：カナダ、メキシコ

アメリカがTPPに参加する狙いとしては、次のことが考えられる。

第1は、アメリカがアジア地域への輸出拡大を狙っていることである。オバマ大統領は一般教書演説（2010年1月）で、輸出倍増5カ年計画「国家輸出計画」を発表している。リーマンショック以降のアメリカ経済の回復のために、輸出を重視しており、とりわけ経済成長の著しいアジアへの輸出を戦略的に狙っている。

第2は、TPP交渉においては市場アクセス交渉のみであって、農業国内支持の削減交渉はないことである。アメリカは農業国内支持が大きいため、国内支持削減がないことは魅力的であり、積極的に関与する余地を大きくしている。

第3は、アメリカの対中国戦略の一環として、アジアに拠点を置いて、中国を牽制する狙いがあることである。TPPにおいて、環太平洋自由貿易圏を構築することによって、対中国戦略における交渉カードの一つとする狙いがある。

ところで、TPP交渉には、次の24ワーキンググループ¹⁵⁾があり、単に農産物

の自由化だけの問題ではないことに注意しておく必要がある。

24ワーキンググループとは、①主席交渉官協議、市場アクセス、②工業品、③農業、④繊維・衣料品、⑤TBT（貿易の技術障害）、⑥SPS（衛生植物検疫）、⑦原産地規制、⑧貿易円滑化、⑨貿易救済（セーフガード）、サービス、⑩越境サービス、⑪金融、⑫電気通信、⑬商用関係者の移動、⑭電子商取引、⑮投資、⑯政府調達、⑰競争政策、⑱知的財産、⑲労働、⑳環境、㉑制度的事項、㉒紛争解決、㉓協力、㉔分野横断の事項、である。

3 TPPの内容と問題点

(1) 「対日年次改革要望書」から「日米経済調和対話」へ

「対日年次改革要望書」は、正式には、「日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく要望書(The U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative)である。これは、アメリカ政府が日本政府に対して行う毎年の要求事項であり、2001年から作成されていたが、2009年の鳩山内閣時代に廃止された。

その後、これに代わって、2011年3月から「日米経済調和対話」事務レベル会合が開催されており、アメリカ政府の意向は日本政府に届けられる仕組みとなっている。

「日米経済調和対話」におけるアメリカの関心事項とは、次のような分野である。

①情報通信技術（ICT）、②知的財産権、③郵政、④保険：共済、⑤透明性、⑥運輸・流通・エネルギー：自動車、再生可能エネルギー、通関手続き、⑦農業関連課題：残留農薬・農薬の使用、食品添加物、⑧競争政策、⑨ビジネス法制環境、⑩医薬品・医療機器、である。

(2) ISD (Investor-State Dispute) 条項

TPPにおいて、ISD条項が注目される。それは、投資家が投資先の国・自治体から不当・不平等な取り扱いを受けているとして、当該国家を国際的に提訴する権利を行使できるようにする条項である。NAFTA（北米自由貿易協定）において導入された条項であり、主としてアメリカが活用している¹⁶⁾。

アメリカの多国籍資本等による投資紛争解決国際センター等への提訴を可能とすることを意図している。

ISD条項による、1987～2010年の提訴件数は390件であり、その提訴先としては、国際投資紛争解決センター（ICSID）63%、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）28%、ストックホルム商工会議所（SCC）5%となっている。この国際投資紛争解決センターは世界銀行の傘下であり、その総裁はアメリカの影響下にある¹⁷⁾。

このことを考えてみれば、ISD条項がいかに危険なものであり、アメリカの多国籍資本に有利なものかが理解されるであろう。

(3) 韓米FTA

TPP交渉は秘密交渉であり、その正式な内容に関する情報は不足している。

そこで、TPPを先取りするといわれている、米韓FTA（2007年4月に協定合意）が参考になるとされている¹⁸⁾。

米韓FTAは、協定文24章と附属書Ⅰ～Ⅲ、付録から構成されている。

「協定文の章構成は、1章：序文／最小規定及び定義、2章：商品に対する内国民待遇及び市場アクセス、3章：農業、4章：繊維及び衣料、5章：医薬品及び医療機器、6章：原産地規定及び原産地手順、7章：関税行政及び貿易の円滑化、8章：衛生及び食品衛生措置、9章：貿易に対する技術障壁、10章：貿易救済、11章：投資、12章：国境間サービス貿易、13章：金融サービス、14章：通信、15章：電子商取引、16章：競争関連事案、17章：政府調達、18章：知的財産権、19章：労働、20章：環境、21章：透明性、22章：制度規定及び紛

争解決、23章：例外、24章：最終条項」¹⁹⁾である。

ここに示されているように、広範な分野を含んでおり、農業、医薬品、投資、金融サービスを重要な交渉対象としていることに特徴がある²⁰⁾。

(4) TPP参加の経済予測

TPP参加の経済予測は、日本政府内部にあっても、様々である。

たとえば、農林水産省では、TPP参加による日本農業への影響について、次のように予測している。

□ 農林水産省によるTPP参加による日本農業への影響²¹⁾

農産物の生産減少額	4兆1千億円程度
食料自給率（供給熱量ベース）	40%→14%程度
農業の多面的機能の喪失額	3兆7千億円程度
農業および関連産業への影響 ・国内総生産（GDP）減少額 ・就業機会の減少数	7兆9千億円程度 340万人程度

これに対して、経済産業省の影響評価においては、TPPに参加しない場合、GDP損失額は10兆5,000億円、雇用減少数81万2,000人と予測している。

そして、内閣府の試算では、TPP参加によって、GDPは2兆4,000億円～3兆2,000億円増加すると予想している。

4 食と農の現状と問題点

(1) 日本農業の脆弱性

日本農業の基本指標について、みておこう。

耕地面積は減少となっており、1965年には600万haであったが、2005年には469万haと、22%の減少率となっている。耕作放棄地面積は増加しており、

1975年は13.1万haであったが、2005年には38.6万haと、194%の増加率となっている。総農家数は、1965年には566万戸であったが、減少を続け、2005年には285万戸と、50%の減少率となっている。農業就業人口は、1965年には1,151万人であったが、2005年には335万人と減少しており、71%の減少率となっている。基幹的農業従事者は、1965年には894万人であったが、減少傾向を示して、2005年には224万人と、75%の減少率となっている。そのうち、65歳以上は、1985年には19.5%であったが、2005年には57.4%となっており、過半を占めている。

この指標に示されているとおり、日本農業は脆弱性を抱えている。

(2) 食生活の変化と日本農業の対応

日本の供給熱量総合自給率は、1965年度は73%であったが、2007年度には40%にまで低下している。その背景には、米消費の減退、畜産物や油脂類消費の増加という、食生活の変化がある。それと同時に、輸入農産物の増加による、日本農業の衰退がある。

2005年の食用農林水産物の生産と飲食費の最終消費を、みてみることにしよう。

食用農水産物は10.6兆円（100.0%）であり、その内訳としては、国内生産9.4兆円（88.7%）、生鮮品の輸入1.2兆円（11.3%）となっている。飲食費の最終消費は73.6兆円であり、その内訳としては、生鮮品等13.5兆円（18.4%）、加工品39.1兆円（53.2%）、外食20.9兆円（28.5%）となっている。消費形態別最終消費額においては、加工食品が過半を占めており、こうした食生活の変化は、食料供給構造の大きな変化とも関連するものである。

そこで、近年、注目されているのが、農産物直売所である。

消費者の安全・安心志向に対応して、生産者の顔が見える販売形態が歓迎されている。

5 地域経済の活性化と食料・農業の再構成

(1) 食料・農業問題の重要性

TPP問題にみられるように、自由貿易体制の進展によって、国のあり方が変わる事態となっている。1980年以降の新自由主義の台頭によって、地域経済の崩壊・衰退が引き起こされてきた。

こうしたことを考えれば、地域経済の活性化を図ることが求められており、その基盤を構成する農業を振興することは重要といえよう。同時に、日本の食を維持するためには、国内農業の確保が不可欠の課題となっている。日本においては、食料・農業問題は切実な問題として語られていないが、世界的にみれば、食料危機への対応は国民的課題であり、その意味から、食料・農業問題は重要な位置を占めるといえるであろう。

(2) 地域社会の維持・存続の重要性

国民生活を行う上で、地域社会の維持・存続は重要な課題である。国民の食生活を支えるためには、自由貿易体制下における食と農の再構成が求められるところである。地域社会の維持・存続のための地域経済のあり方について、その骨子を示しておきたい。

第1は、地域経済の循環的発展をめざすことが大事である。地域経済の復興を考える際には、経済の地域内循環を第一義的に重視して、産業・経済の構築を図ることが肝要である。地域にある資源に着目して、その地域循環を考察することが求められる。

第2は、食料・農業・環境の一体的保持を図ることである。人間の生命活動を保障する食料生産を確保するために、食料を供給する地域農業の振興・発展を図らなければならない。地域農業の振興のためには、農業生産の自然・環境との共生を進めることが重要な視点であり、そのことは住民の居住環境の改善

につながることである。

第3は、都市と農村の協同・連携をめざすことが重要である。現代の都市と農村は共生関係を築かなければ、その存立はむづかしい。都市の快適な居住空間を形成するためには、豊かな農村環境の保持が前提となっていることを忘れてはならない。

(3) 自然・環境にやさしい社会の形成

自由貿易体制下にある食と農の再構成のためには、地域経済の復興を図り、その基本に地域農業を位置づけることが求められている。そこで、地域経済の再構成をめざすための基本方向について、述べることにしたい。

第1は、地域経済の構成要素を活性化することである。地域に存在する資源を見つけ出して、その循環的活用を考察することが必要である。地域経済の活性化のためには、地域資源の発見とその循環的活用が求められる。

第2は、地域コミュニティを地域経済活性化の基盤として考えることである。地域経済の活性化の主体として、地域コミュニティを位置づけることは大事な視点である。地域コミュニティが崩壊しているところでは、その再生から始めることが求められる。

第3は、地域経済の循環機能の拡充が必要とされることである。地域経済の循環機能を意識的に拡充することは、地域経済・社会の連帯を強めることになり、地域コミュニティの再生・強化に役立ち、新たな地域経済の発展を生み出すことにつながる事となる。

第4は、自然・環境の視点を取り入れた地域経済の振興をはかることが求められる。地域経済の振興の際には、経済的な視点と同時に、社会的な視点、地域住民としての視点、そして、地域の自然・環境を含めた複眼的な視点で、地域振興を考えることが重要となる。そのことによって、快適な居住環境としての地域が再生される事となる。

注記

- 1) 「貿易率」とは、「貿易率＝輸出量／生産量×100」を指している。
- 2) 各国予算書、FAO「FAOSTAT」、国連資料等を基に農林水産省で作成した資料を使用している。
- 3) EU(25)の数値は、欧州委員会等のEU諸機関が執行する予算であり、加盟国政府が執行する予算とは別である。
- 4) 農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」、FAOSTAT」、国連「Demographic Yearbook 2005」を基に農林水産省で試算した資料を使用した。
- 5) ㈱三菱総合研究所「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価に関する調査研究報告書」（2001年11月公表）。
- 6) 日本政府は農業交渉に対する提案として、2000年12月に「日本提案」をWTO事務局に提出した。その前文に、「多様な農業の共存」という哲学を記している。
- 7) 開発途上国への配慮を強調しており、農業分野においては、①市場アクセスの実質的改善、②輸出補助金の段階的削減、③貿易歪曲的な国内助成の実質的削減等を内容としている。
- 8) ドーハ・ラウンド交渉はDDA（ドーハ開発アジェンダ、Doha Development Agenda）とも略称されており、8つの多岐にわたる分野（農業、NAMA（鉱工業品分野）、ルール、サービス、TRIPS（知的財産権）、開発、貿易円滑化、環境）の意欲的な取り組みとなっている。
- 9) シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、バレー。
- 10) オーストラリア、韓国、GCC（湾岸協力理事会加盟国、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦）。
- 11) モンゴル、カナダ。
- 12) EU、日中韓、コロンビア、ASEAN+3（日、中、韓）、ASEAN+6（日、中、韓、インド、オーストラリア、ニュージーランド）。
- 13) 農林水産省編『2011年版 食料・農業・農村白書』（農林統計協会、2011年）121～123ページ参照。
- 14) は、日本が2012年3月現在で、EPA/FTA協定の発効済みであり、オーストラリアとは交渉中である。
- 15) 外務省「TPP交渉の24作業部会において議論されている個別分野」（2011年2月1日）より作成。
- 16) 田代洋一編著『TPP問題の新局面』大月書店、2012年、25ページを参照のこと。

- 17) 田代洋一編著『TPP問題の新局面』大月書店、2012年、49～50ページを参照のこと。
- 18) 田代洋一編著『TPP問題の新局面』大月書店、2012年、33ページを参照のこと。
- 19) 田代洋一編著『TPP問題の新局面』大月書店、2012年、147ページを参照のこと。
- 20) 田代洋一編著『TPP問題の新局面』大月書店、2012年、148～157ページを参照のこと。
- 21) 内閣官房（2010）『EPAに関する各種試算』より引用。